

制定 令和6年7月29日

(目的)

第1条 この要綱は、第7期荻田町障がい者福祉計画及び第3期荻田町障がい児福祉計画に基づいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービス事業所及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定する障害児通所支援事業を実施する施設を整備運営しようとする事業者のうちから整備運営させるべき事業者を選考することを目的とする。

(選考委員会の設置)

第2条 事業者の選考を適正に行うため、令和6年度荻田町障がい者施設等整備事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 選考委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 副町長
- (2) 福祉課長
- (3) 荻田町障害者施策推進協議会設置条例（平成8年3月29日条例第8号）第2条に規定する荻田町障害者施策推進協議会の委員のうち5名以内

(委員長)

第4条 選考委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 選考委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 提案内容の審査に関する事項
- (2) 事業者の順位に関する事項
- (3) その他の事業者選考に関して必要な事項

(選考方法)

第6条 選考委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、決定することができない。

- 2 事業者の選考は、別に定める評価基準に基づき行うものとし、選考委員の評点の合計点が最も高い提案をした者から順に、順位を付ける。
- 3 前項の規定による選考委員の評点数が同数の場合は、選考委員の多数決により決定する。

(庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(守秘義務)

第8条 選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月29日から施行する。